

**公益社団法人埼玉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ
名簿登録規程**

規程9号

平成25年3月21日

(目的)

第1条 本規程は公益社団法人埼玉県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ埼玉（以下「ぱあとなあ埼玉」という。）運営規程第6条第2項の規定に基づき、ぱあとなあ名簿の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

(名簿登録)

第2条 公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、次の各号に掲げる者を、その申請に基づき、ぱあとなあ埼玉運営委員会（以下「運営委員会」と言う。）による審査を経て、ぱあとなあ名簿に登録するものとする。

- (1) 本会に所属する会員で、成年後見人養成研修（委託集合研修）の修了者
- (2) 本会に所属する会員で、成年後見人養成研修（通信研修）の修了者
- (3) 本会に所属する会員で、成年後見人養成研修（都道府県社会福祉士会研修）の修了者
- (4) 本会に所属する会員で、名簿登録研修の修了者

2 ぱあとなあ名簿登録者のうち、未成年後見人養成研修の修了者を未成年後見人名簿登録者として追記登録するものとする。

3 本会が、ぱあとなあ埼玉運営規程（以下「運営規程」という。）第4条第1項第13号の事業（以下「法人後見等事業」という。）の成年後見等事業の事務執行者として任命する者は、同条第1項の名簿登録者とする。

(2) 法人後見等事業の未成年後見人等事業の事務執行者として任命する者は、同条第2項の未成年後見人名簿登録者とする。

(名簿登録事項)

第3条 本会は、ぱあとなあ名簿への登録を名簿登録申請書に記載された事項内容により行うものとする。

(登録の抹消)

第4条 本会は、成年後見等受任中、未成年後見等受任中及び法人後見等の事務執行者に就任中であるときを除き、ぱあとなあ名簿に登録した者（以下「名簿登録者」という。）から名簿登録抹消申請書の提出があった場合は登録を抹消するものとする。

2 前項に関わらず、抹消申請者が、第5条第1項第3号又は第4号に該当するときは登録抹消に応じず、同条同項に基づきぱあとなあ名簿から削除することができる。

（登録の削除）

第5条 本会は、名簿登録者のうち次の各号に該当する者は、ぱあとなあ名簿から削除するものとする。

（1）本会の会員資格を喪失したとき

（2）第12条に定めるぱあとなあ名簿登録料等の未納があり、納入督促に応じないとき

（3）本会の懲戒基準規則により戒告以上の懲戒処分を受けたとき

（4）民法第846条の解任及び民法第847条の欠格事由に相当するとき

2 本会は、前項の規定によりぱあとなあ名簿から削除した者について、その事実を家庭裁判所に報告する

（再登録）

第6条 本会は、第4条に基づきぱあとなあ名簿登録を抹消した者又は第5条に基づきぱあとなあ名簿登録を削除した者から再登録申請書の提出があった場合は、運営委員会による審査を経て、ぱあとなあ名簿に再登録することができる。

（ぱあとなあ名簿の登録期間及び名簿登録更新）

第7条 ぱあとなあ名簿登録有効期間は、各年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。登録初年度については、登録日からその直近の3月31日までとする。

2 名簿登録者の次年度の更新申請は、各年度の2月1日から同月末日までの期間に名簿登録申請書（更新申請）の提出をもって行うものとする。

（審査）

第8条 運営委員会は、ぱあとなあ名簿登録、更新、再登録申請に基づき、当

該年度の登録を認めるか否かを審査する。

- 2 審査は、原則として3月に行い、登録日は各年度の4月1日とする。年度途中の審査については、別に定める。
- 3 審査は、次に掲げる項目について行うものとする。
 - (1) 本会会費及び第12条に定めるばあとなあ名簿登録料、運営規程第7条に定めるばあとなあ埼玉会費の納入状況
 - (2) 社会福祉士賠償責任保険の保険料の納入状況
 - (3) 苦情申立てまたは裁判などの有無及びその状況
 - (4) 過去のばあとなあ名簿登録の削除の有無及びその事情
 - (5) 第10条に挙げる名簿登録者の義務の遵守の状況
- 4 審査にあたっては、前項の審査項目を総合的に評価し、名簿登録の可否を決定するものとする。
- 5 登録を認められない者に対しては、理由を付して通知する。

(活動状況の把握・活動報告)

第9条 運営委員会は、名簿登録者の活動状況を把握するため、名簿登録者に対して年1回の活動報告（以下「定期報告」という。）を各年度の2月1日から同月末日までの間に提出させるものとする。

- 2 運営委員会は、次の各号に該当するときは、前項の提出期限に関わらず活動報告書の提出を求めるものとする。
 - (1) 定期報告以外の報告書の提出が必要と認めたとき
 - (2) 後見等活動を開始したとき（任意後見監督人が選任されたときを含む。）
 - (3) 後見等活動が終了したとき。ただし、引き継ぎ事務が完了していない場合は、引き継ぎ事務が完了したとき。
 - (4) 任意後見契約を締結したとき。
 - (5) 任意後見契約を締結しようとするとき（任意後見契約の締結に伴う任意代理の委任契約の締結を含む。）
- 3 運営委員会は、第1項の定期報告以外に、適宜、面談（グループ面談を含む。）による活動状況の把握ができる体制を整備し、名簿登録者の活動状況

の把握に努めるものとする。

(名簿登録者の義務)

第10条 名簿登録者は、名簿登録者にふさわしい人格、識見及び倫理観をもって、真摯かつ誠実に後見活動に従事しなければならない。

2 名簿登録者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第9条に定める活動報告を行うこと。

(2) 社会福祉士団体補償制度・賠償責任保険（Cプラン・成年後見業務）に加入すること。

(3) 本会が行う継続研修等を受講し、研鑽に努めること

(4) ばあとなあ名簿登録内容を、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という）、家庭裁判所並びに成年後見人等及び未成年後見人等の候補者情報を必要とする個人又は団体に提供することを承認すること。

(5) 本会の指導・助言を尊重し、その内容実現に努力すること。

3 未成年名簿登録者は第2項第2号に加え社会福祉士団体補償制度・賠償責任保険（Eプラン・未成年後見業務）に加入しなければならない。

(名簿登録者に対する支援)

第11条 運営委員会は、名簿登録者が質の高い適正な成年後見事務を遂行できるように必要な支援を提供するものとする。

2 運営委員会は、第9条に定める活動報告を点検し、活動実態の把握と必要な指導・助言を行うものとする。

(名簿登録料等)

第12条 名簿登録者は、名簿登録料年間10,000円を納付しなければならない。

2 本会は、前項の名簿登録料等を下記の費用に充てる。

(1) ばあとなあ埼玉の運営費

(2) 日本社会福祉士会の「都道府県社会福祉士会負担金」

(3) 社会福祉士団体補償制度・賠償責任保険の基礎保険料及び被害者救済基金拠出金

(4) ばあとなあ埼玉見舞金制度に関する規程に定める見舞金

(名簿の管理と活用)

第13条 ぱあとなあ名簿は、本会の管理のもとに置くものとする。

2 次の各号の通り、ぱあとなあ名簿又はその内容の一部を必要に応じて提出するものとする。

(1) 管轄する家庭裁判所への提出

(2) 日本社会福祉士会への提出

(3) 成年後見制度等及び未成年後見制度等を利用しようとする関係機関及び利用者に対して、必要な事項の提供

(委任)

第14条 この規程に定めるものの外、ぱあとなあ名簿登録に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、2013年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、2020年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。